

団体の概要 (N G O / N P O 用)

団体名: オピニオン会

所在地	〒852-8521 TEL: 090 - 5298 - 8227 FAX:0958 - 19 - 2166 E-mail:jp2004bj@yahoo.co.jp		
ホームページ			
設立年月	2 0 0 4 年 5 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	曾 偉	担当者	曾 偉
組 織	スタッフ 名 (内 専従 名) 個人会員 8 名 法人会員 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	2 0 0 4 年 4 月長崎大学環境科学部大学院に入学した私と同じ研究科の皆さんはこのオピニオン会を設立しました。先生方の指導と支援の下で、研究活動が順調に進んでいます。		
団体の目的	現在の環境問題について、各分野の視点から分析し、共同で研究することによって、包括的で実行性の高い解決策を探し出すことが第一の目的です。 第二の目的は、環境問題の解決策の実行に、より多くの賛同者を得ることにあります。		
団体の活動 プロフィール	毎週二回の研究会があり、各自の研究内容や、これまでの研究で生じた疑問、あるいは解決できないことを報告して、皆の意見やアドバイスを聴取しています。 研究に関する大量調査が必要な時には、皆が分担し、市役所や現場などに足を運んで、資料を収集したこともありました。 環境問題に関する、市民参加の促進活動にも積極的に協力してきました。自分たちの環境保全面の知識を用いて、一般市民に環境関連法規の説明や環境意識の向上させる宣伝することも私たちの活動の重要な一部です。		

活動事業費 (平成15年度) 円

政策のテーマ 家電リサイクル法の補充

- 政策の分野：持続可能な循環型社会の構築
- ・
- ・
- 政策の手段：制度整備及び改正

団体名：オピニオン会

担当者名：曾 偉

政策の目的

特定家庭用機器(家電4品目)に新たな効率的リユースシステムを導入することによって、家電製品の長期間使用を実現し、廃棄物の発生抑制と減量を図ると共に、循環型社会の考え方を消費者に広く浸透させる。また、併せて、自治体の財政負担の軽減を図る。

背景および現状の問題点

平成13年から実施された家電リサイクル法の目的は、廃棄物の減量及び再生資源の有効な利用である。しかしながら、現状では次のような問題点がある。 排出量が減少していない。 廃棄家電の中には十分使えるものがあるにもかかわらず解体されており、資源の有効利用が図られていない。 不法投棄の増加傾向がある。 家電リサイクル法の施行に伴う自治体財政負担の増加。 新たな費用負担に対する住民の不満が大きく、制度に対する住民の理解も必ずしも進んでいない。 管理票を発行されれば製造業者等への引き渡し義務が生じるため、廃棄家電のリユースに支障がある。

政策の概要

現行家電リサイクル法の不足点を改正し、循環型社会の理念をより明確に消費者に伝え、消費行為と共に循環型社会のあり方を実感させ、理解してもらうことを目指している。消費者にとって、環境保全は新たな負担ばかりではなく、自分自身にもメリットがあることを理解させることが非常に重要である。

1. リサイクル料金制度の活用

消費者が払ったリサイクル料金は自分の廃棄した家電製品のリサイクル費用ですが、今の一票対一物のリサイクル管理票制度を廃止し、家電リサイクル基金を設立、皆のお金で皆の廃棄した家電処理費用をまかなう基金方式に変える。

2. 引き渡し時期の調整によるリユースレンタルの推進

小売業と指定搬入場で引き取られた家電製品は、製造業者、輸入業者又は指定法人に引き渡す義務がありますが、一定期間の猶予を認める。この猶予期間を利用して、リユースレンタルを推進する。

3. 行政の介入

現在、廃棄家電の回収はすべて民間企業が行い、行政は参入していないため、全面的な管理や情報の把握には無力感がある。環境保全には行政の役割は重要であり、行政の管理と指導のもとで、NPO団体を通じて、家電製品の安いレンタルサービスを提供できる法律環境を整える。

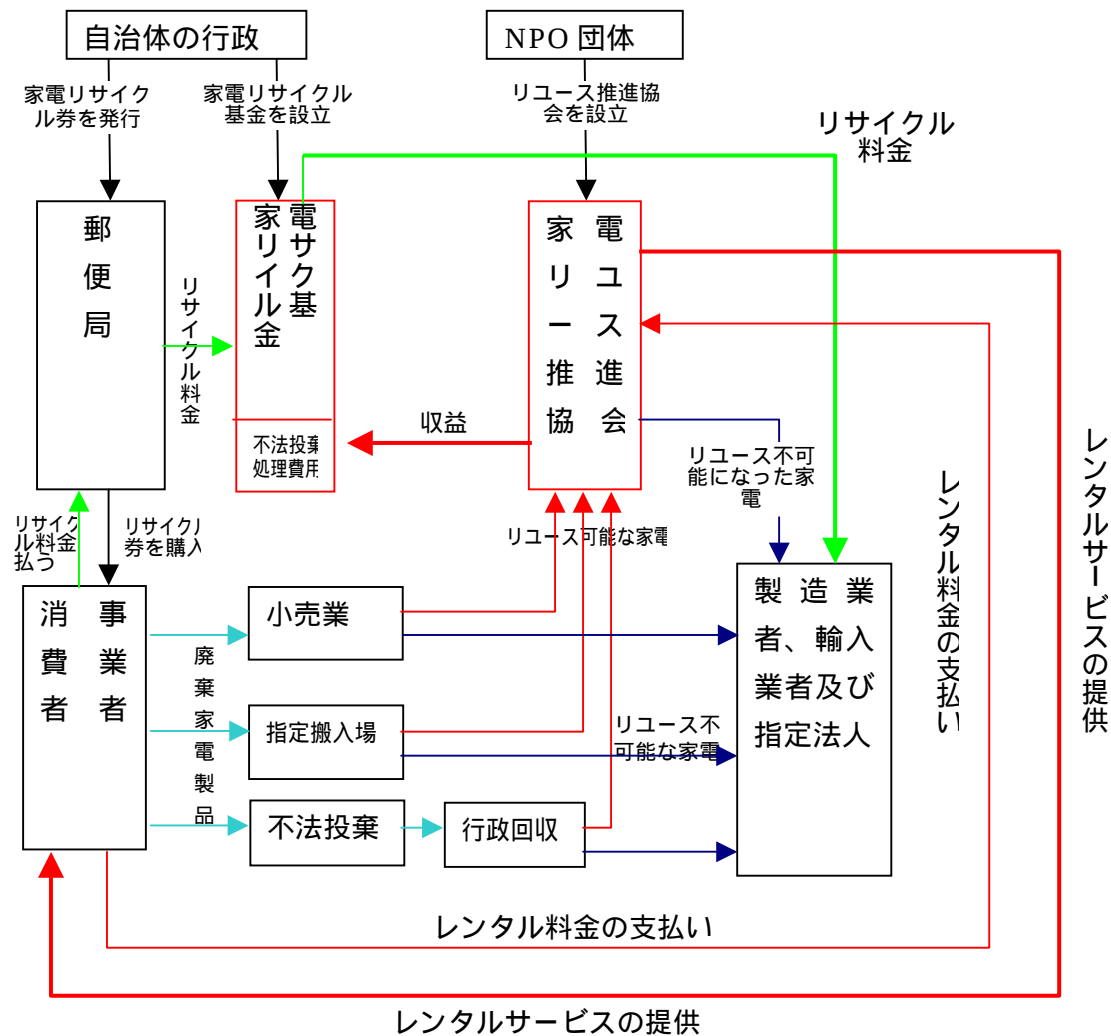
4. レンタル収益の活用

家電製品をレンタルすることによって得た収益は、自治体による不法投棄家電製品の処理費用に充てる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

自治体行政機関は家電リサイクル券を発行し、リサイクル基金を設立する。NPO団体が家電製品リユース推進協会を設立する。消費者はリサイクル券を買って、家電を廃棄する。家電製品リユース推進協会は、廃棄された家電の中から使用可能なものを小売業と指定搬入場から一定期間借り入れ、あるいは直接、消費者から家電を引き取り、集めた家電製品を年間2000円～3000円程度の安い料金で、レンタルする。得た利益は家電リサイクル基金に注入し、不法投棄された家電の処理費用に充てる。

新たな仕組み



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の実行主体は自治体行政機関とNPO団体である。また、提携・協力主体は小売業と指定搬入場で、このサービスの消費群体は主に大学生と考えられるので、各大学の協力も必要である。

政策の実施により期待される効果

1．環境面には

家電製品のリユースは、廃棄物の発生を抑制するだけでなく、資源の有効利用にもなる。

2．消費者には

大学生や単身者のニーズに応えると同時に、消費者の環境意識を向上させることが出来る。

3．自治体には

レンタルサービスによって得た利益は、不法投棄された家電製品の処理費用に充てることが出来、家電リサイクル法の施行に伴う財政負担の圧力を軽減できる。

4．廃棄者には

このレンタルサービス事業が軌道に乗り、十分な収益を上げるようになれば、自治体によるリサイクル料金の引き下げや無料化も可能性として考えられる。

その他・特記事項

国民生活センターと家電製品協会の調べによると、現在市販されている家電製品は、設計寿命が10～12年であるにもかかわらず、平均6年程度で捨てられている。廃棄された家電製品の多くは、そのままの状態で使用可能である。循環型社会推進法に制定された処理優先順位は、リサイクルよりリユースの方を上位に置いており、したがって、家電製品のリユースに一層力を入れるべきである。

現在、リサイクルシップで中古家電を買った場合、保証期間は通常3ヶ月しかなく、しかも廃棄の際にはリサイクル料金を支払わなければならない。もし、年間2000円～3000円程度のレンタルサービスあれば、買うより安くて安心である。

このレンタルサービスを利用する客層としては主に大学生と考えられる。こういう若い世代への環境教育には、説得的な教育より、上記のような新たな制度の導入によって、彼らに環境に優しい生活習慣を実生活の中で体験させることが有効であると考えられる。